

遺伝子組換えトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について

平成30年 7月17日
農林水産省消費・安全局

この度、遺伝子組換え農作物の一般使用に関する承認申請（トウモロコシ3件）を受け、生物多様性影響評価を行いました。その際、学識経験者からは、生物多様性への影響を生ずる可能性はないとの意見をいただきました。この意見を踏まえ、申請書類に記載されている内容の妥当性を確認したので、審査報告書をまとめました。

これらの審査報告書について、広く国民の皆様から御意見・情報を募集いたします。

今後、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、本件の承認を判断することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

（1）遺伝子組換え農作物の安全性評価

（ア）食品としての安全性（厚生労働省が担当）、（イ）飼料としての安全性（農林水産省が担当）、（ウ）栽培等を行う場合の環境への影響（生物多様性への影響）（農林水産省及び環境省が担当）に関し、それぞれ法律に基づき科学的に評価を行っています。

（2）遺伝子組換え農作物の生物多様性に対する影響評価

遺伝子組換え農作物の栽培等に当たっては、我が国の野生動植物に影響を与えないよう、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号（以下「カルタヘナ法」という。））に基づき評価を行っています。

野外で栽培等を行う「第一種使用等」を行う者は、その使用等に関する規程（第一種使用規程）を定め、これを農林水産省及び環境省に申請し、承認を受ける必要があります。

（3）審査及び審査報告書

農林水産省は、遺伝子組換え農作物の審査・管理の能力や透明性及び科学的一貫性を向上させるため、審査・管理の標準的な手順をまとめた「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」（平成22年8月31日公表。以下「標準手順書」という。）を定めています。

（標準手順書）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/about/index.html#2>

遺伝子組換え農作物の第一種使用規程の承認申請の審査について、標準手順書に基づき、審査の結論、審査の概要等から成る報告書としてまとめることとなっています。

(4) 今回の申請・審査

今回、カルタヘナ法に基づき第一種使用規程の承認を受けるための申請があった別添の作物について、カルタヘナ法、標準手順書等に基づき、生物多様性影響評価を行いました。その際、学識経験者からは、承認申請のあった第一種使用規程に従ってこれらの遺伝子組換え農作物を使用した場合に、生物多様性への影響を生じる可能性はないとの意見を得ました。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下の担当者まで送付して下さい。

宛先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課組換え体企画班 浦野

(3) F A X の場合

以下の担当者まで送付して下さい。

F A X 番号：03 - 3580 - 8592

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課組換え体企画班 浦野

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、氏名、住所（法人または団体の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先を明記してください。なお、提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の御連絡に利用しますが、個人や法人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので御了承願います。

郵送の場合には、封筒表面に「遺伝子組換えトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集」と朱書きいただきますよう、また、F A X でお送りいただく場合は、表題を同じくしていただきますようお願いいたします。

意見・情報の募集は、環境省においても同時に実施されております。意見・情報は農林水産省又は環境省のいずれかに提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省に提出していただく必要はありません。

5 意見・情報受付期間

平成30年7月17日～平成30年8月15日

(郵送の場合も締切日必着とします)

6 公示資料

(1) 別添(意見・情報募集の対象となる第一種使用規程の承認申請案件)

(2) 審査報告書(資料1～資料3)